



体操イベント実施に向けた感染拡大予防ガイドライン

公益財団法人 日本体操協会

はじめに

2020年5月14日付(5月29日付改訂)、公益財団法人日本スポーツ協会よりスポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドラインが示され、中央競技団体は主催するイベント(競技会・講習会等)の開催に向けて、競技の特性を踏まえたガイドラインを作成することが求められました。

そこで、本ガイドラインでは体操の特性を踏まえて考慮しておかなければならない項目を示しました。体操イベントを開催するにあたり、種目によって異なる普及状況や参加規模、観客の有無、交通アクセス、宿泊といった状況を考慮しながら、本ガイドラインを基本として、感染拡大予防の対策を講じ、各主催者が関係するすべての方々の安心安全を実現できるイベントの実施方法を適切に定めていくようご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

【目次】

1. 体操イベントの開催に当たっての基本的考え方について
 - 1) 利用施設との連携・開催可否の判断
 - 2) イベントの開催判断に関わる要件
 - 3) その他必要に応じ主催者が判断すること
2. 体操イベントの開催における全般的な留意事項
 - 1) 体操イベント開催における基本的考え方
 - 2) 体操イベント開催における留意点

【競技会・演技会】

- (1) 参加募集時に考慮すること
- (2) 参加受付時の留意事項
- (3) 主催者が取り組むこと
- (4) 参加者が取り組むこと

-種別毎に留意する事項-

【講習会・研修会】

【会議など】

3. 危機管理体制
4. その他
5. 関連情報



1. 体操イベントの開催に当たっての基本的考え方について

公益財団法人日本スポーツ協会の示すガイドラインに基づき、開催地の都道府県の方針に従うことが大前提です、開催地や施設が定めた利用者ガイドラインを遵守しながら、行われるスポーツイベントの実施形態を考慮して参加者（以下、「参加者」とは選手、指導者、チームスタッフ、審判員、運営スタッフなど競技会、演技会、研修会等にいない、イベントに直接関わる者を指す。観客、報道関係者、施設管理者は除く。）への感染症拡大の予防を適切に行っていくことが求められます。

イベント規模は、参加人数や参加対象者の地域（全国・ブロック・都道府県・都道府県内地域・市町村等）が大きく関わります。また参加者のみならず観客の有無等も開催要件となってきます。これらを踏まえ、主催者が判断していくことが求められます。

1) 利用施設との連携・開催可否の判断

利用施設のガイドラインに沿って、イベントの日程、参加者数などを適切に定め、参加者の安全を第一に運営計画を立案してください。施設を通じ、開催地の自治体の対策実施内容や、救急医療体制などの情報を収集し、イベントの開催、規模縮小、中止等の判断を行ってください。

2) イベントの開催判断に関わる要件

2020年5月25日以降、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より各都道府県知事あてに配信された「事務連絡」に明記されましたイベント開催制限の考え方に基づき、イベント開催の3ヶ月前、2ヶ月前、1ヶ月前を起点として都度判断できる体制を整えてください。

時期	地域間移動制限 (移動自粛を含む)	全国、複数都道府 県規模以上	一都道府県規模以下	観客、報道関係者を含む 参加者数（施設収容率）
緊急事態宣言発令時	有	開催中止	条件付き開催	-
内閣官房制限あり	有	開催中止 (ただし移動制限のない 地域での開催は可)	条件付き開催	事務連絡にて示される上 限に従う
	無	条件付き開催	条件付き開催	
内閣官房制限なし	無	条件付き開催	条件付き開催	状況に合わせて制限する ことを推奨

3) その他必要に応じ主催者が判断すること

イベントを開催する場合、参加制限の有無・イベント規模・無観客の判断など開催するための条件を明確にしておく必要があります。ただし、日々変わる感染状況や、開催される自治体が政府から特別警戒指定を受けるなど、開催を決めていても延期や中止などの判断を迫られることも考えられます。参加者が混乱することのないよう、主催者はあらかじめ対策段階により判断基準を設けておくことが必要です。さらに、開催期間中に感染者が出た場合など、その対応策について示しておく必要があります。



2. 体操イベントの開催における全般的な留意事項

1) 体操イベント開催における基本的考え方

体操イベントは、各種別や活動する環境によって変わります。公益財団法人日本スポーツ協会の示すスポーツイベント開催におけるガイドラインを基本とし、体操特有の、それぞれの状況に合わせた取り組みを考える必要があります。

本会の策定した体操活動における感染拡大予防ガイドラインに示すように、体操は「個人が体を操る」ことが基本となっていますので、感染症対策における「3密を避ける」「身体的距離の確保」「他者との接触を避ける」を実現することが可能なスポーツの一つです。国や都道府県の方針に従うことを大前提とし、これらの方針や要請に関しては、それに従う判断が求められますが、その特性を理解し、徹底した感染拡大防止策を施し、関係各所の理解が得られていれば、そのイベント開催は可能であると考えています。また各種講習会や研修会等の開催についても同様ととらえ、この考えに関しては、各体操イベントを主催する本会所属団体、本会全国体操連盟等、並びに本会都道府県協会等も同様にあてはまるものとなります。

2) 体操イベント開催における留意点

【競技会・演技会】

体操イベントにおいて身体活動を伴う競技会や演技会では、参加者は決められた演技面や器械器具を共有して使用します。いくつかの指針では、器械器具を利用した後に都度消毒が奨励されていますが、例えばトランポリンや鉄棒、新体操のゆかフロアを参加者が使用した後に都度消毒することはその活動において非効率ですし、安全な利用に支障をきたす可能性が出てくると考えています。そのため、競技会・演技会においては、器械器具の都度消毒ではなく、参加者から感染者や感染の疑いのある者を可能な限り排除することに主眼を置き、参加者自身が事前の消毒を徹底することを感染拡大防止対策の柱としていきます。

(1) 参加募集時に考慮すること

参加募集に際し、開催要項や連絡通達事項として、感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求めます。

①自主的に参加を見合わせる場合

ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）

イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

②マスクを着用すること（参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や、会話をしている際にはマスクを着用すること）

③こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること

④他の参加者、主催者スタッフ等と密とならない距離を確保すること

⑤大きな声で会話、応援等をしないこと



- ⑥感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと
- ⑦終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

(2) 参加受付時の留意事項

当日の受付時に参加者が密になることへの防止や、安全にイベントを開催・実施するため、以下に配慮して受付事務を行うことが必要です。

- ①受付窓口には、手指消毒剤を設置してください。
- ②受付時に体温計（可能であれば非接触型）による検温体制を整え、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないようにしてください。
- ③受付を行うスタッフは、マスクを着用し、感染予防対策を行ってください。
- ④受付時に密とならない状況を工夫しておいてください。
- ⑤インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付を行うなど、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避け混雑の回避を心がけてください。

(3) 主催者が取り組むこと

- ①参加者の健康管理に十分配慮し、必要に応じ「JGA 体調管理検温表」の提出を求めます。

ア 参加者に「JGA 体調管理検温表」等の記録を徹底させてください。

イ 参加者に対し、日常生活からの健康管理と感染防止対策の啓発に努めてください。

ウ 参加者に対し、感染症防止に関する最新情報の提供に努めてください。

- ②競技会・演技会関連施設、利用方法の管理

ア 多くの参加者が手で触れる機会が多い器械器具や設備（出入口のドアノブなど）、共有備品（掃除道具など）を清潔に保ってください。

イ 競技等に支障のない範囲で、出入口や窓を開放するなど場内の換気につとめ、施設の空調設備を適切に利用して感染防止の環境を整えてください。

ウ 利用施設のガイドラインに従って、活動時間や活動方法を調整し、入場者数を調整することができるよう、運営計画を作成してください。

エ 主催者チェックリストを作成し、必要に応じて提出できるようにしてください。

- ③施設内のその他の共用場所

その他、トイレ、手洗い場、更衣室等、利用する場所など、利用施設のガイドライン等に従って、消毒液の設置、換気、利用者の制限など感染症拡大防止の対策を講じてください。

- ④飲食について

ア 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けてください。

イ 食品の提供に際して衛生管理に留意してください。

- ⑤ゴミの廃棄について

ア 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して廃棄してください。



イ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、作業後の消毒を徹底してください。

⑥観客の管理

ア 観客同士が密な状態とならないよう、あらかじめ観客席の数を減らし、座席指定を行うなどの対応をとってください。

イ 大声での声援や飛沫飛散の要因となるような行為を控えさせてください。

ウ 会話をする場合など、マスクの着用を促してください。

エ 必要に応じ、氏名や連絡先の提出を求め、一定期間保管してください。また、競技会の終了後、感染が発見された場合速やかに主催者に届け出るよう促してください。

⑦チケット

ア 可能な限り指定席によるチケット販売としてください。

イ インターネットでの販売、団体を通じての一括販売等、当日会場での対面販売を避ける方法をとるようにしてください

ウ 来場者の体調の変化に伴うキャンセルに対する返金の扱い、感染状況の変化に伴う無観客の措置やイベントの中止に伴う返金等、あらかじめ周知してください。

⑧報道関係者

報道関係者も、参加者と同等の感染拡大予防の対策を講じた上で、受け入れるものとします。なお、詳細はJGA 報道関係者に向けた感染症拡大防止ガイドラインをご確認ください。

⑨その他の留意事項

ア 利用施設特有のガイドラインがある場合、留意事項として加え、従うようにしてください。

イ 競技・演技の入場方法や式典、成績開示の方法に留意してください。

ウ 万一が感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、イベント当日に参加者より提出を求めた書類を、保存期間（少なくとも1か月以上）を定めて保存しておいてください。

エ 終了後、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておく必要があります。

(4) 参加者が取り組むこと

①競技会・演技会関連施設への入場前

ア 参加者は本会作成の「体操活動における感染拡大予防ガイドライン」
https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/JGA_GYM_COVID19_Guideline1.pdf に基づき、日常の体調管理記録（JGA 体調管理検温表 <https://www.jpn-gym.or.jp/news/29387/>）を適切に行い、主催者に提出するようにしてください（提出期日は主催者による）。

イ 参加者は、競技会等に参加する前に、自身の体調がよくないと感じた場合、あるいは



感染者やその疑いのある者との濃厚接触が疑われる場合、速やかに参加中止を判断し主催者に届け出てください。

- ウ 参加者は、日ごろから感染症防止に関する正しい情報を確認し、感染拡大防止のため、自身について偽りのない情報を提供できる環境を構築してください。
- エ 参加者はマスクを準備してください。
- オ 参加者は、競技や演技以外の行動時において、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮してください。
- カ 参加者は、持ち込み品を最小限にとどめ、その衛生管理を徹底してください。

②競技会・演技会関連施設への入場中

- ア 参加者は、会場への入場後、必要に応じて手洗いやうがいなどの感染防止で奨励される行動を実践してください。
- イ 参加者は、3つの密を作らないように努め、活動場所の換気に気を配り、参加者間の近接した会話や不要な接触を避けてください。
- ウ 選手は演技や練習中、マスクを着けずに行います。それ以外の参加者は、感染予防対策を講じて行動するようにしてください。
- エ 競技備品の使用に関しては、安全な利用に支障をきたす場合があるため、参加者自身の事前消毒を原則とします。参加者自身が常に持ち歩き、器具等の近くに放置し他の者が使用することを避けてください。なお、消毒液やスプレー等の準備については主催者の指示に従ってください。
- オ 特に炭酸マグネシウムは個人が持ち歩き、放置したり、他の参加者が使用する事などが無いようにしてください。
- カ 更衣室やロッカー等を使用する際は密にならないよう心がけてください。
- キ ゴミは定められた区分によって定められた場所に廃棄してください。
- ク 周囲の人となるべく距離を空けてください。
- ケ 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは行わないでください。
- コ タオルの共用はしないでください。
- サ 飲食については、指定場所で取り、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること。また、廃棄物の処理を適切に行ってください。
- シ アク্রেディテーションによる行動制限エリアを遵守してください。
- ス 大きな声を出しての声援等、飛沫拡散を伴う恐れのある声出しを慎んでください。
- セ 選手は、選手席に適切な距離をとり、密を避ける配置を行ってください。
- ソ 音楽再生機器を共用する場合、曲を掛ける者はマスクの着用等の感染予防策をしてください。また、消毒を心がけてください。
- タ 審判員は座席に適切な距離をとり、密を避ける配置を行ってください。得点確認や調整のための会話が必要な場合、距離をとる、対面にならない等を心がけてください。
- チ 競技前の会議・採点研修等の会場で、密とならない措置を行ってください。また、競



技会前のオンライン会議等による方法も検討してください。

ツ 運営スタッフは、競技会運営に関わる、指定業者、中継関係者等も同様の対策を行ってください。特に、清掃、消毒等に関わる業務については、利用施設と連携を図り、適切な人員配置や用具資材の準備を行い、自らの感染予防にも努めて下さい。

③競技会・演技会参加後

ア 参加者は、手洗いやうがいなどの感染防止で奨励される行動を実践してください。

イ 参加者は、持ち込み品を持ち帰り、その衛生管理を徹底してください。

④その他の留意事項

ア 競技会・演技会関連施設への移動手段については、感染リスクを極力避けた方法を選んでください。

イ 競技会・演技会関連施設内では、活動場所と必要なエリア（フロア・トイレ・通路など）以外の移動を控えてください。

ウ 活動時以外では感染防止対策（マスクを着用するなど）を徹底してください。

エ 競技会・演技会関連施設特有の指示がある場合、留意事項として主催者の案内に従ってください。

-種別毎に留意する事項-

種別により活動内容や使用備品等が異なります。それぞれの種別の特性に応じた感染拡大防止対策を講じてください。

①体操競技

ア 個人の持ち込んだ競技備品の管理を心がけてください。

イ 入場口での密を避けるなど招集や誘導等の対策をとってください。

②新体操

ア 大会本部が設置する予備手具の消毒を心がけてください。

イ 手具点検においては、時間指定をするなど、密にならないようにしてください。

ウ 競技前に選手同士での円陣を組んでの声かけ等は行わないなど、選手送り出し時の密の状況を回避してください。また、タオル受け渡しにも留意してください。

エ 団体競技練習時に、大きな声を出しての「声かけ」や「カウントとり」は極力避けてください。

オ 競技中の換気について、特に風の影響を受けるリボンの競技の場合は、開催会場の空調システムを調査した上で換気に努めてください。

③トランポリン競技

ア 競技エリアへの入場者は選手1名とスポッター（最大2名）とします。

イ トランポリン台、スポッターマットは定期的に消毒をおこなってください。

ウ ビデオ撮影エリアを設ける場合、最小人数で十分な距離が取れるようにしてください。



④ 一般体操

ア 講師は拡声機器（マイク）を使用し、飛沫拡散防止の措置をとってください。

イ 近距離での発声や身体接触が伴う運動内容やグループワークは極力避けてください。

⑤ アクロ体操

ア 選手間での接触後の消毒を徹底してください。

イ アップエリアでの十分な間隔を確保してください。

⑥ エアロビック

ア バックヤードでの練習時やアップ時(特にMP、トリオ、グループなど組み物)に十分な距離が確保できるようにしてください。

イ 「フライト」(選手がフロアいっぱいに広がって一斉に演技する種目)では、選手間の距離を充分にとるよう、並べ方の工夫を行ってください。

⑦ パルクール

ア オブスタクルスの頻繁な消毒を行ってください、特にバー部分は演技毎消毒を行ってください。

イ コース及びウォームアップ場の同時利用人数の制限を行ってください。

ウ 選手シューズのコースイン前の消毒を行ってください。

【講習会・研修会】

講習会や研修会は、講師が講義を中心に教室で開催する講義型と、身体活動を伴う実技型、そしてそれらが混合する複合型が考えられます。それぞれの様式において感染拡大防止措置を講じていく必要があります。

① 共通留意事項

ア 参加申込受付は、インターネットを利用するなど、対面受付を避けてください。

イ 参加者は本会作成の「体操活動における感染拡大予防ガイドライン」

https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/JGA_GYM_COVID19_Guideline1.pdf に基づき、日常の体調管理記録 (JGA 体調管理検温表 <https://www.jpn-gym.or.jp/news/29387/>) を適切に行い、イベント参加時に必要に応じて記録の提出ができるよう準備しておいてください。

ウ 参加者は、イベントに参加する前に、自身の体調がよくないと感じた場合、あるいは感染者やその疑いのある者との濃厚接触が疑われる場合、速やかに参加中止を判断し主催者に届け出てください。

② 講義型

ア 着座位置が密にならないようテーブルの配置等を含め対策をとる必要があります。

イ 会場内の換気に気を配り、飛沫拡散防止の措置を行ってください。

③ 実技型

ア 参加者が密にならないよう十分な広さを確保してください。



イ 他者との接触を伴う実技がある場合、参加者は実施前に必ず手洗いやうがいなどの感染防止で奨励される行動を実践してください。

【会議など】

会議開催にあたっては感染拡大防止措置を講じていく必要があります。

ア 着座位置が密にならないようテーブルの配置等を含め対策をとる必要があります。

イ 会場内の換気に気を配り、飛沫拡散防止の措置を行ってください。

ウ 可能な限りインターネットを利用したオンライン会議とするなど、人の集まる機会を避けてください。

3. 危機管理体制

感染症感染者、あるいはその疑いのある者の入場を防ぐことを徹底的に実行することになりますが、イベント開催期間内に万が一、感染者が出るなど緊急事態が生じた場合、次の処置をとる必要があります。また、緊急事態時の連絡体制を明確に確立しておく必要もあります。

1) 感染症関連

(1) 感染者がイベントに参加したことが明らかになった場合、主催者は速やかに開催中止を指示し、施設管理者、開催地の管轄保健所、本会事務局長、関連する団体責任者（本会都道府県協会等、本会全国体操連盟等、本会所属団体）に連絡する必要があります。また、参加者全員に報告し、保健所の指示により、消毒や自宅待機などの処置を施す必要があります。

(2) 参加者に感染者が出た場合、感染者の人権が守られるように配慮し、早期回復に向けた取り組みを促す必要があります。

(3) 発熱者対応フローチャート（別添）

2) その他の緊急事態

主催者は、地震など突発的な災害発生の場合、速やかに利用中止等の判断を行い、利用施設のガイドラインに従って行動していく必要があります。

4. その他

1) 本会危機管理対策室等と連携をとり、本ガイドラインの見直しを図っていく必要があります。

2) 本ガイドラインの適用期間は、5に示す関連情報の更新版が適用されるまでとします。

インターネットを利用したイベント等の可能性も考えていく必要もあります。新しい生活様式とともに、新しい体操競技者・愛好者生活を考えていってください。



5. 関連情報

内閣官房ホームページ（新型コロナウイルス感染症対策）

<https://corona.go.jp/>

文部科学省 スポーツ文化に関する情報

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00019.html

スポーツ庁 新型コロナウイルス感染対策スポーツ・運動の留意点と、運動事例について

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/jsa_00010.html

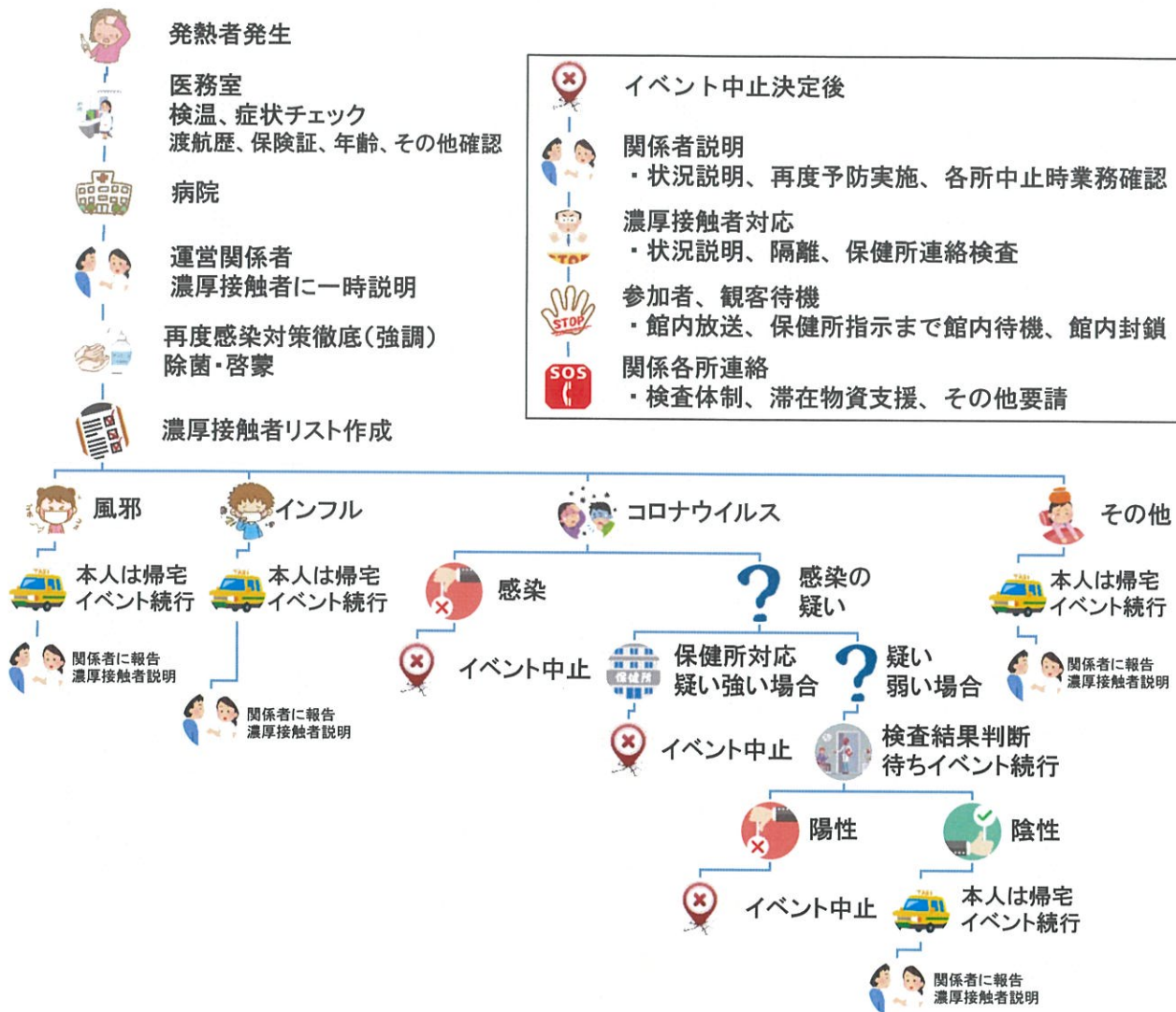
公益財団法人日本スポーツ協会 スポーツイベント再開に向けたガイドライン

<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1278.html>

以上

イベント開催時 発熱者対応フローチャート

発熱者が出た場合、下記の対応をお願いします。



* コロナによる、イベント中止の際の連絡先
 ・保健所 ・イベント開催地 役所 ・その他厚生労働省等関係各所

* 濃厚接触者

濃厚接触とは、感染症患者に接触することを指しますが、身体の接触だけを指すわけではありません。今回の新型コロナウイルスに関連して、国立感染症研究所感染症疫学センターは、「濃厚接触者」を次のように説明しています。

『「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当するものである。

- i. 世帯内接触者：「患者（確定例）」と同一住所に居住する者
- ii. 医療関係者等： 個人防護具を装着しなかった又は正しく着用しないなど、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」の診察、処置、搬送等に直接関わった医療関係者や搬送担当者
- iii. 汚染物質の接触者： 「患者（確定例）」由来の体液、分泌物（痰など（汗を除く））などに、必要な感染予防策なしで接触した者
- iv. その他： 手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状やマスクの使用状況などから患者の感染性を総合的に判断する）』

つまり、マスクなどをしないで、患者のすぐそばで会話したことがある人も、濃厚接触者に含まれることになります。

ただ、2メートルというのは、咳やくしゃみによる飛沫が飛ぶ範囲を念頭にしているもので、患者との会話だけなら、30分以上話すことが、濃厚接触だとしている保健機関もあります。